住宅販売瑕疵担保保証金の供託及び住宅販売瑕疵担保責任保険契約 の締結の状況についての届出書

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第12条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

届出時の免許証番号 商号又は名称

郵便番号

主たる事務所の所在地

氏名(法人にあっては、代表者の氏名)

電話番号

ファクシミリ番号

地方整備局長

北海道開発局長 殿

知事

記

- 1 基準日 年 月
- 2 住宅販売瑕疵担保保証金の供託について
  - 2-1 1の基準日前1年間に引き渡した販売新築住宅について
    - (1) 販売新築住宅(その床面積の合計が令第6条に定める面積以下の販売新築住宅又は 令第7条第1項に規定する販売新築住宅を除く。)の戸数

1

(2) ①その床面積の合計が令第6条に定める面積以下の販売新築住宅(令第7条第1項に 規定する販売新築住宅を除く。)の戸数

口

②法第11条第3項の算定特例適用後の戸数(ロ×0.5)

^

(3) ①令第7条第1項に規定する販売新築住宅(その床面積の合計が令第6条に定める面積以下の販売新築住宅を除く。)の戸数

=

## ②令第7条第2項の算定特例適用後の戸数

令第7条第1項の書面に記載された2以上の宅地建物取 引業者それぞれの販売瑕疵負担割合の合計に対する当 該宅地建物取引業者の販売瑕疵負担割合の割合		令第7条第2項 の算定特例適 用前の戸数	令第7条第2項 の算定特例適 用後の戸数	
	合計戸数	=	ホ	

令第7条第1項に規定する販売新築住宅であるものの戸数								
					~	`		
②法第11条第3項及び令第7条第2項の算定特例適用後の戸数								
令第7条第1項の書面に記載された2以上の宅地建物取 引業者それぞれの販売瑕疵負担割合の合計に対する当 該宅地建物取引業者の販売瑕疵負担割合の割合			及び令	法第11条第3項 及び令第7条第 2項の算定特例 適用前の戸数		及び令第7条第		
合計戸数								
(5) 住宅販売瑕疵担保保証金の算定の基礎となる販売新築住宅の合計戸数								
イ+ハ+ホ+ト=チ								
2-2 1の基準日前10年間に引き渡した住宅販売瑕疵担保保証金の算定の基礎となる販売 新築住宅の合計戸数								
y								
2-3 1の基準日における住宅販売瑕疵担保保証金の基準額								
2-4 金銭の供託								
供 託 所 名 供託年月日			供託番	任番号 供託金額			<b></b>	
			(計)ヌ					
2-5 有価証券(振替国債を除く。)の供託								
供託所名 供 託 供託 名称 回	記号	番号	枚数	券面額	券面額	頂計	割合	供託価額
			,					
					(計	)		(計)ル

(4) ①その床面積の合計が令第6条に定める面積以下の販売新築住宅であって、かつ、

## 2-6 振替国債の供託

供 託 所 名	供託年月日	供託番号	銘	柄	供託価額
					(計)ヲ

2-7 1の基準日における住宅販売瑕疵担保保証金の合計額

ヌ+ル+ヲ=

3 1の基準日前1年間に自ら売主となる売買契約に基づき買主に引き渡した新築住宅のうち、 住宅瑕疵担保責任保険法人と住宅販売瑕疵担保責任保険契約を締結し、保険証券又はこれに 代わるべき書面を買主に交付した新築住宅について

		T
住宅瑕疵担保責任保険法人名		戸数
	合計戸数	

4 1の基準日前1年間に自ら売主となる売買契約に基づき買主に引き渡した新築住宅の合計 戸数

- 注1 「販売新築住宅」とは、法第11条第2項に規定する販売新築住宅をいう。
- 注2 「販売瑕疵負担割合」とは、令第7条第1項に規定する販売瑕疵負担割合をいう。
- 注3 2—1(3)②及び(4)②の戸数の記載に当たり、小数点以下2位未満の端数が生ずる場合にあつては、当該端数を切り上げて記載するものとする。
- 注4 2—2の合計戸数の記載に当たり、1の基準日前10年間に届け出た本様式のチの値を合 算して算出したものを記載するものとする。
- 注5 2—5の割合は、第15条第1項各号に掲げる額面金額に対する割合を記載するものとする。
- 注6 3の「保険証券又はこれに代わるべき書面を買主に交付した新築住宅」は「保険証券 又はこれに代わるべき書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を買主に提供し た新築住宅」を含む。